

令和2年3月

事業主様

大阪自動車整備健康保険組合  
理事長 西口茂樹  
(公印省略)

### 被扶養者の認定基準について

平素から当健康保険組合の事業運営に、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件に関しまして、令和2年4月1日より被扶養者の認定基準に「日本国内に住所を有すること」が加わります。国内に住所を有することの確認は住民票で行いますので、海外に住んでいて国内に住民票がない人は、原則として被扶養者になることができません。

(1) ただし、日本国内に住所がない場合でも、一時的に海外渡航を行う場合等は、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、例外的に被扶養者になることができます。

例外は以下の①から⑤になります。

- ① 外国において留学する学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じたものであって、②と同等とみとめられる者（海外赴任中に生まれた子供、現地で結婚した配偶者など）
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

(2) また、外国籍の人の場合、たとえ日本に住所があったとしても、日本に来ている目的が、以下の①、②のような場合は被扶養者になることができません。

- ① 医療機関に入院し、医療を受ける「医療滞在ビザ」の人、またその世話をする人
- ② 1年を超えない期間滞在する「観光・保養を目的とするロングステイビザ」の人

(3) なお、現在被扶養者と認定されている人であっても、4月1日以降、被扶養者の認定基準を満たさない人については、被扶養者から削除していただくこととなりますので、健康保険被扶養者（異動）届により扶養の削除の手続きをお願いいたします。

この件についてのお問い合わせは、

大阪自動車整備健康保険組合 適用課 ☎06-6762-6371 までお願いします。